

新財政健全化計画（案）

～持続可能で強固な財政基盤の確立をめざして～

平成 18 年 12 月
名古屋 市

目 次

はじめに	1
1 「財政健全化計画」での取り組み	2
2 今後の収支見通しと課題	6
(1) 今後の収支見通し	6
(2) 今後の見込みと課題	8
① 歳入	8
② 歳出	10
(3) 新たな財政健全化計画の必要性	13
3 財政の望ましい姿	14
4 目標と計画期間	15
(1) 目標	15
(2) 計画期間	15
5 具体的な方策	16
(1) 歳入の確保	16
① 市税などの徴収率向上	
② 税財源の拡充強化等	
③ 保有資産の有効活用	
④ 公平な負担の推進	
(2) 歳出の見直し	20
① 行政評価制度の活用などによる事務事業の見直し	
② 公の施設のあり方研究会の意見などを踏まえた施設の見直し	
③ アセットマネジメントシステムによる施設の計画的管理	
④ PFI・ESCOなどによる民間活力の積極的な活用	
⑤ 計画的な定員管理と給与などの抑制	
⑥ 公営企業会計など他会計への財政支出の抑制	
⑦ 外郭団体の効率的な運営	
(3) 資産と債務の適正な管理	26
① 新たな公会計制度の導入	
② 特例的な市債・財源対策としての市債の発行抑制	
③ 効率的な資金調達	
(4) 財政に関する情報提供と市民ニーズの把握による計画の推進	27
6 数値目標と計画実施後の収支	28
(1) 数値目標	28
(2) 計画実施後の収支試算	29

本計画中の数値や記述は、特に断りのない限り、一般会計にかかるものです。

はじめに

名古屋市では、平成 11 年度以降、市債を満期に一括して償還するために積み立てている「公債償還基金」から緊急避難的に借入れを行わなければ予算編成ができないという、大変厳しい財政状況にありました。そこで、平成 13 年に「財政健全化計画」を策定し、行政評価制度の活用による施策のシフト、事務事業の効率化とコスト縮減、予算編成システムの改革などの方策に積極的に取り組みました。

この間、東海豪雨後の水害対策や東海地震などの震災対策に係る財政負担、国の「三位一体の改革」による影響など計画では想定していなかった事態も起こる中、平成 17 年度には計画の目標である「公債償還基金」から借入れを行わない財政運営を実現しました。

しかし、この目標の達成は、財政健全化債の発行などによる財源対策を行ったうえで達成できたものであり、平成 18 年度当初予算においても 234 億円の財源対策を行わざるを得ないなど引き続き厳しい財政状況にあります。

少子高齢化の急速な進行や地球環境問題の顕在化など本市を取り巻く社会潮流に的確に対応し、名古屋が市民と協働して元気であり続けるためには、名古屋新世紀計画 2010 第 3 次実施計画を着実に推進していくことが必要です。また、地方分権の進展や国の「歳出・歳入一体改革」など自治体財政を取り巻く構造改革への対応も必要です。

これらの課題に的確に対応するため、第 3 次行財政改革計画と連携して行財政システム改革に取り組むとともに、あらゆる角度から自主財源の確保に努め、限られた財源を有効に活用して事業をすすめていかなければなりません。そのため、持続可能で強固な財政基盤の確立を目指して、先の「財政健全化計画」により取り組んだ方策とその成果を一層発展させた「新財政健全化計画」を策定し、歳入と歳出の両面からさらなる健全化をすすめることとしました。

1 「財政健全化計画」での取り組み

本市では、平成 13 年度当初予算において、既存事務事業の見直し、経常経費の削減、投資的経費の削減、職員数の減による人件費の削減などを行っても、なお 287 億円の収支不足が生じたため、平成 11、12 年度に引き続き、市債を満期に一括して償還するために積み立てている「公債償還基金」からの借入れを行うという緊急避難的な方法を用いなければ予算編成ができない状況でした。そして、平成 13 年度当初予算をベースに見込んだ平成 17 年度までの収支見通しでは、毎年度 500 億円～600 億円もの巨額の収支不足が生じるという大変厳しい財政状況でした。

そこで、平成 13 年 9 月に「財政健全化計画」（以下「前計画」という。）を策定し、平成 17 年度までに、「公債償還基金からの借入れを行わない財政運営を実現し、時代の変化に柔軟に対応できる財政基盤を確立する」ことを目標に、行政評価制度の活用による施策のシフト、事務事業の効率化とコスト縮減、予算編成システムの改革など 7 つの方策に積極的に取り組み、人件費の削減など 4 つの数値目標の実現に努めてきました。

前計画に掲げた数値目標と達成状況

区 分	数値目標	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	達成状況
人件費 (注 1)	平成 17 年度 には 100 億円 程度削減	△14 億円	△55 億円	△36 億円	—	△105 億円
投資的 経 費	平成 17 年度 には 20%程度 削減	△9.0% (△151 億円)	△14.0% (△213 億円)	△5.3% (△67 億円)	△11.1% (△133 億円)	△35.7% (△564 億円)
その他 の経費	一部経費を除 き全体として 毎年度 1%程度 の伸びに抑制	△1.8% (国への移管 事務分を除く)	△0.1%	3.6%	0.5%	全体として 平均 0.6% の伸びに抑制
公 債 依存度 (注 2)	特例的な市債 (注 3) を除き 10%を超えな い	9.2%	9.6%	8.3%	7.6%	4 年間とも 10%以内

(注 1) 数値目標は性質別に分類した経費について設定していますので、次表の「人件費の削減」とは一致しません。

(注 2) 公債依存度とは、市債の歳入に占める割合のことです。

(注 3) 特例的な市債とは、減税補てん債、臨時税収補てん債、臨時財政対策債で、市税収入や地方交付税の代わりとして認められる長期借入金である市債のことです。

前計画での取り組み効果額

(単位：億円)

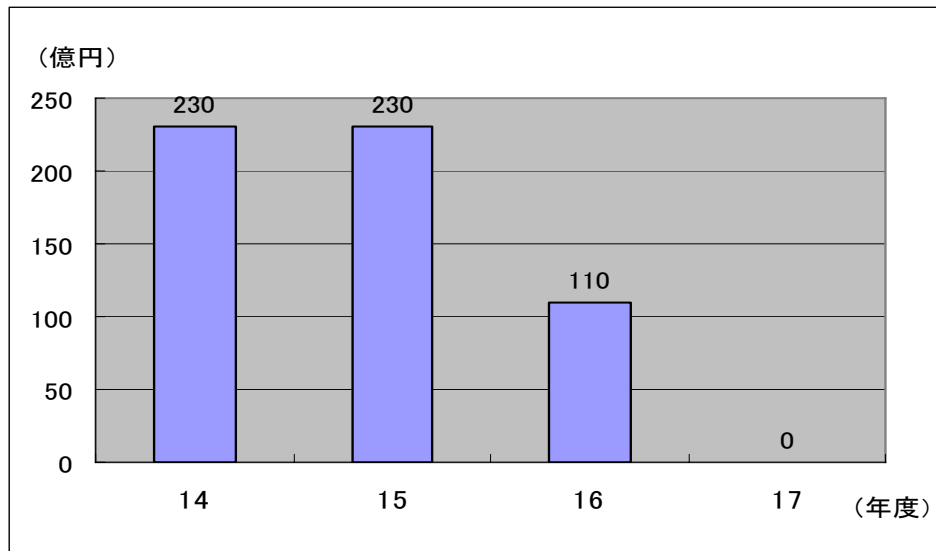
区 分	効 果 額					
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	合 計	平成18年度
行政評価制度の活用による施策のシフト	3	59	50	35	147	27
事務事業の効率化とコスト縮減	282	459	203	250	1,194	144
事務事業の見直し	20	50	27	34	131	17
経常経費の削減	45	80	40	28	193	60
人件費の削減	16	66	48	35	165	8
投資的経費の抑制	151	213	67	133	564	34
その他（未利土地の売却や公営企業への財政援助の圧縮等）	50	50	21	20	141	25
受益者負担の適正化	7	3	30	2	42	12
合 計	292	521	283	287	1,383	183

前計画での主な取り組み事例

- ① 行政評価制度の活用による施策のシフト
対象事務事業の22.7%にあたる414事業をシフト
- ② 事務事業の効率化とコスト縮減
PFI（P24に説明）や指定管理者制度（P21に説明）の導入
定員管理計画を策定し、市長部局等で1,000人、企業局で1,300人、派遣職員で242人の純減
未利用土地146件を売却
- ③ 受益者負担の適正化
駐車場の有料化や公の施設（126施設）の使用料の改定
成人基本健康診査などの有料化
納税環境の整備と早期催告や厳正な滞納処分により、市税徴収率を96.3%（平成12年度）から97.5%まで向上

こうした取り組みの結果、東海豪雨後の水害対策や東海地震などの震災対策、さらには国の三位一体の改革の影響による歳入減など、前計画策定時には想定していなかった事態、言わば逆風のある中、「公債償還基金から借入れを行わない」という、前計画の当面の目標を達成しました。

公債償還基金からの借入額の推移（当初予算）



前計画での試算と実際の平成 17 年度当初予算を比較すると、長引く景気の低迷（経済成長率 見込み；平成 14・15 年度 1%、平成 16・17 年度 2% → 実際；平成 14 年度△0.7%、平成 15 年度 1.0%、平成 16 年度 0.5%、平成 17 年度 1.8%）や地価の下落の影響を受け、市税収入が試算を大きく下回る 4,612 億円にとどまったのを始め、地方交付税が、三位一体の改革の影響などから、試算を 346 億円下回るなど、歳入全体では、試算に比べ 1,000 億円を超える減収となりました。

前計画策定時の試算と平成 17 年度当初予算の比較（単位：億円）

区 分		平成 13 年度 当初予算額	平成 17 年度当初予算		
			前計画での 試算額	実際の 当初予算額	試算と当初予 算との差額
歳 入	市税	4,887	5,237	4,612	△625
	市債	1,229	739	1,104	365
	（うち財政健全化債）	（－）	（－）	（153）	（153）
	その他	4,694	4,952	4,171	△781
	計	10,810	10,928	9,887	△1,041
歳 出	人件費	1,923	1,804	1,747	△57
	公債費	1,415	1,418	1,397	△21
	投資的経費	1,666	1,333	1,071	△262
	その他	6,093	6,300	5,672	△628
	計	11,097	10,855	9,887	△968
差引収支		△287	73	－	

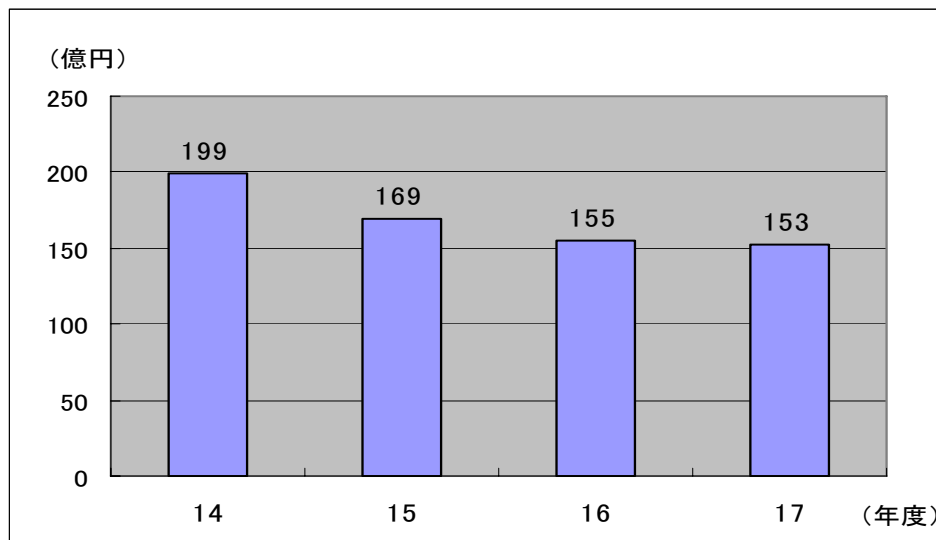
※ 当初予算額欄は、財政健全化計画策定時の収支試算額と比較するため、組替計上しています。

そのため、前計画の数値目標を上回る歳出削減を行ったうえで、さらに財政健全化債の発行などによる新たな財源対策を行わざるを得なかったのです。

しかし、財政健全化債の発行は将来の公債費の増加を招くものであり、将来世代への負担の先送りにつながりかねません。また、未利用土地にも限りがあり、いつまでも売却収入が得られるものではありません。

このような特別な財源対策を行わなければ収支を均衡させることができなかったことから、前計画が目指した、時代の変化に柔軟に対応できる財政基盤の確立には、未だ至っていません。

財政健全化債の発行額の推移（当初予算）



財政健全化債

財政健全化債（平成 18 年度より行政改革推進債）とは、行財政改革計画や財政健全化計画に基づき、数値目標等を設定・公表し、行政改革や財政健全化に取り組んでいる地方公共団体に、その数値目標等により将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内で、通常の起債の充当率の引上げが認められる市債のことで、建設事業等の経費の財源に限り充てることができます。

2 今後の収支見通しと課題

(1) 今後の収支見通し

この表は、平成 18 年度予算を基にした平成 18 年 8 月時点での試算であり、試算時以降の経済情勢の変化の影響や名古屋新世紀計画 2010 第 3 次実施計画に係る事業費などは算定していません。平成 19 年度予算編成にあわせて、今後変更します。

なお、歳入・歳出とも、現行制度を前提に試算を行っています。

(単位：億円)

区 分		平成 18 年度 当初予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
歳 入	市 税	4,769	5,100	5,202	5,265	5,381
	市 債	1,011	843	771	735	706
	そ の 他	4,012	3,646	3,659	3,708	3,755
	計	9,792	9,589	9,632	9,708	9,842
歳 出	人 件 費	1,884	1,947	1,953	1,960	1,939
	扶 助 費	1,590	1,597	1,642	1,700	1,764
	公 債 費	1,397	1,402	1,453	1,489	1,541
	投資的経費	1,042	1,052	1,052	1,052	1,052
	そ の 他	3,879	3,920	3,931	3,935	3,967
	計	9,792	9,918	10,031	10,136	10,263
差 引 収 支		—	△329	△399	△428	△421

作成方法

区 分		説 明
歳入	市 税	平成19年度は平成18年度税収見込みをベースに直近の経済情勢を勘案して推計、平成20年度以降は政府の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」などを参考に、税目別に各年度の税収を推計（名目経済成長率を3%として推計）
	市 債	事業費に合わせて現行の充当率で積算 臨時財政対策債（地方交付税の振り替え分）は平成19年度以降減少するものと見込む
	そ の 他	地方譲与税、県税交付金は市税と同様に見込む。その他は歳出に合わせて増減するもの及び臨時収入は積算し、それ以外は平成18年度予算と同額
歳出	人 件 費	定員については平成18年度以降同数と見込み、退職手当は退職者数の見込みに基づき積算
	扶 助 費	基礎数値の伸びなどにより年度毎に増減がある事業は積算し、その他の経常化している経費は平成18年度予算と同額
	公 債 費	市債発行額により積算、平成19年度以降の公債費の利子については、政府資金3.0%、民間資金2.0～2.5%とし積算
	投資的経費	債務負担行為などにより事業費が確定しているものは所要額を積算し、平成19年度事業費を算出、平成20年度以降は同額
	そ の 他	債務負担行為などにより事業費が確定しているものは確定額、基礎数値の伸びなどにより年度毎に増減がある事業は積算し、その他の経常化している経費は平成18年度予算と同額

(2) 今後の見込みと課題

① 歳入

市税の増収があるものの、他の歳入の減収が大きいことから、歳入全体では、大幅な伸びが見込めない状況です。

これは、税制改正に伴う所得譲与税の廃止や地方特例交付金の大幅な減収などが、景気回復による市税の増収分をも打ち消してしまうことによるものです。

ア 市税

個人市民税では、企業部門の好調さが家計部門に波及していることから、個人所得も経済成長に伴って増加していくと見込まれます。また、平成 19 年度は税制改正により、所得税から個人住民税への 80 億円の税源移譲や定率減税の廃止による個人市民税 59 億円の増収などが見込まれます。

法人市民税では、景気の回復が続くと見込まれ、企業収益も経済成長に伴い改善を続けると見込まれます。

固定資産税では、平成 21 年度は 3 年に 1 度の評価替えによる家屋分の減収が見込まれるものの、地価が下げ止まっていることに加え、家屋の新增築による増収が見込まれます。

このように、市税全体では、平成 20 年度に当初予算で過去最高であった平成 5 年度の 5,107 億円を超え、その後も増収が見込まれます。

イ 市債

市債のうち、臨時財政対策債は地方交付税が振り替えられた特例的な市債で、市税のようにどんな事業にも充当できますが、国における地方財政計画の収支不足を圧縮するという方針の下、今後は段階的に減額されることが想定されます。また、施設建設に充当する通常の市債については、債務負担行為などにより見込まれる事業費に基づき積算しています。

市債の発行と世代間の負担の公平

施設建設に充当する通常の市債には、年度間の財政負担を平準化する機能に加え、「世代間の負担の公平」を図る機能があります。これは、現世代と将来世代とが、公共施設の利用などによって享受する便益に応じて施設の建設費などを公平に負担する仕組みで、その活用なしには都市基盤の整備を進めることはできません。

一方で、市債の発行はその償還のため将来の公債費の増加をまねき、結果的に将来の財政を圧迫する事にもなることから、その発行は必要最小限度にとどめなければなりません。

そのため、世代間の負担の公平の観点から、市債の活用には十分留意するとともに、今後は、財源対策としての市債（行政改革推進債）の発行から脱却する必要があります。

ウ その他

税制改正による所得税から個人住民税への税源移譲に伴い所得譲与税は平成 19 年度で廃止され、平成 18 年度に比べ 119 億円の減収となるとともに、地方特例交付金についても、定率減税の廃止に伴い、平成 18 年度の 166 億円から、平成 19 年度は 65 億円、平成 20 年度は 27 億円、平成 21 年度と 22 年度は 5 億円となるなど大幅な減収が見込まれます。

このほか、所得譲与税を除く地方譲与税、県税交付金、使用料・手数料などについては、所要額を見込みましたが平成 18 年度から大きな増減はありません。

三位一体の改革と名古屋市への影響

「三位一体の改革」とは、「国から地方へ」という地方分権の方針のもと、国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革を一体的に進めるもので、平成 16 年度から 18 年度までの第 1 期改革により、4 兆円を超える国庫補助負担金の廃止・縮減と 3 兆円規模の税源が移譲されました。

しかし、この第 1 期改革は、地方分権を実現するためには、その規模・内容とも不十分なもので、本市にとっては、税源移譲などにより 179 億円の増収となるものの、国庫補助負担金や地方交付税などの削減は 603 億円に及び、差し引き 424 億円の減収と多大な財政負担となりました。

真の地方分権を実現するためには、引き続き「地方分権改革（第 2 期改革）」により、国庫補助負担金の廃止・縮減によるさらなる税源移譲が必要です。

② 歳出

大量退職に伴う人件費や生活保護費、医療費、介護費、公債費など義務的経費の伸びが避けられません。その一方で、少子化対策や老朽化した都市基盤の更新など本市を取り巻く課題への対応も必要です。

ア 人件費

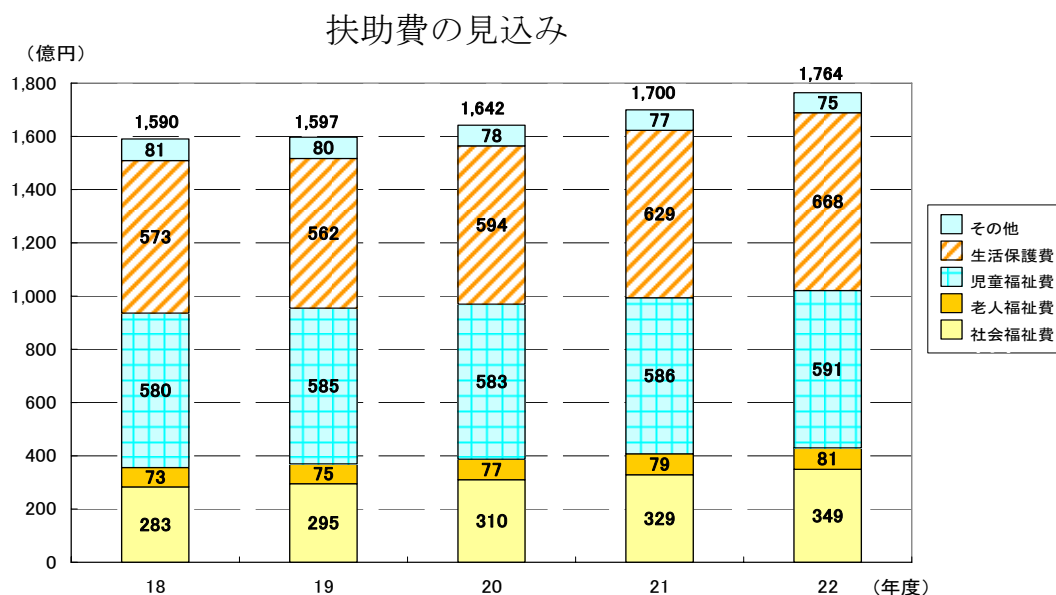
今後4年間はいわゆる「団塊の世代」の職員の大量退職が控えており、その退職金の支払いに対応していかなければなりません。

大量退職即ち大量採用ではなく、組織の簡素・効率化などを推進し、計画的な定員管理と給与などの抑制により人件費を抑制していく必要があります。

イ 扶助費

生活保護費は、今後も高齢化の進展などに伴い伸び続けていくことが見込まれます。また、少子化対策にも積極的に取り組まなければなりません。

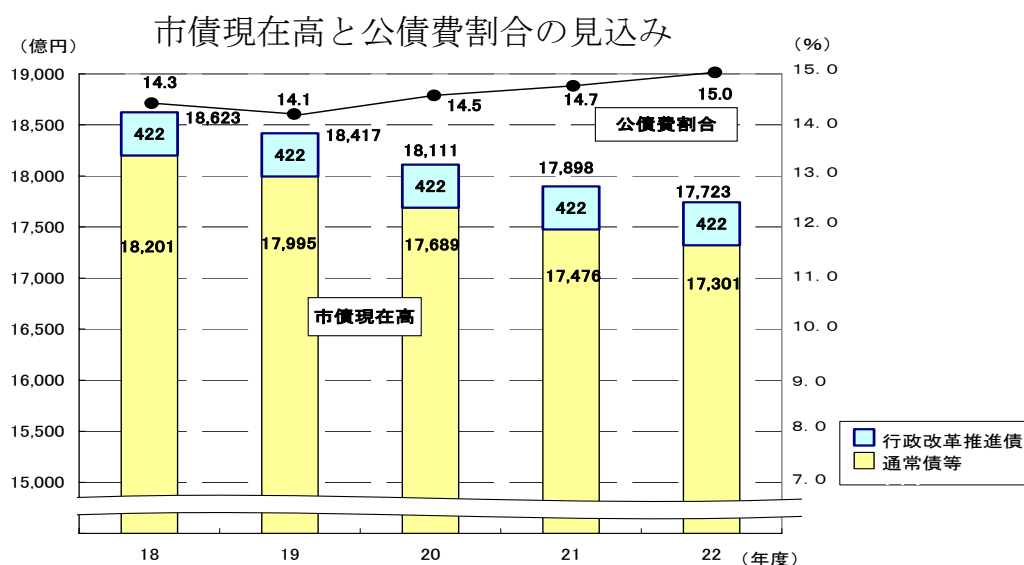
現行制度で推移すると、扶助費全体では平成22年度には、対平成18年度比10.9%増と他の費目に比べ、高い増加率となる見通しとなっており、時代に合わなくなった事業や既にその役割を終えた事業、必要性が低下した事業の見直しなどが必要です。



ウ 公債費

バブル崩壊後の国の景気対策に呼応した市債による都市基盤の整備や臨時財政対策債、財政健全化債の発行などにより、市債現在高は増加を続けてきましたが、投資的経費の削減などにより発行額を抑制してきた結果、平成 17 年度以降低下に転じています。

今後も、市債現在高は低下していく見込みですが、過去に発行した市債の償還である公債費が依然として増加傾向にあることから、毎年度の支出に占める公債費の割合（公債費割合）は高まっていく見込みです。



また、現在は低金利の影響で利子の支払額は少なくなっていますが、今後の金利動向によっては、利子支払額が大幅に増加するおそれもあることから、市債の発行には十分留意する必要があります。

金利が 1% 上昇した場合の後年度の公債費増加額

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
19 億円	34 億円	51 億円	66 億円

※ 2(1)「今後の収支見通し」試算において、平成 19 年度以降、市債金利が 1 % 上昇した場合の公債費の増加見込み額

義務的経費と財政の弾力性

義務的経費は、職員の給与などの人件費、生活保護費などの扶助費、地方債の元利償還費である公債費の 3 つからなっています。

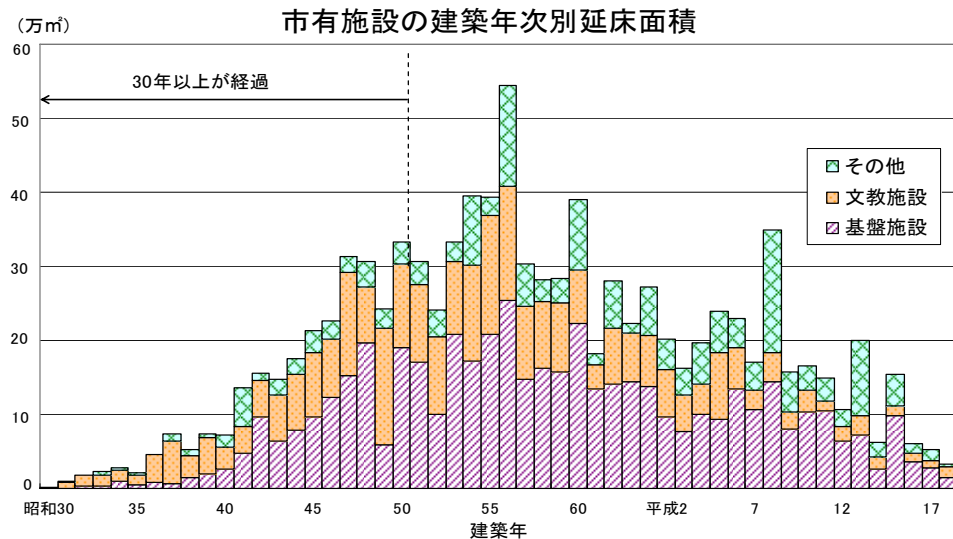
いずれの経費も任意に削減できる余地が乏しいことから、歳出に占める義務的経費の割合が高くなれば財政の弾力性は低下します。

エ 投資的経費

厳しい財政状況の中で、引き続き抑制していく必要があります。

一方、名古屋が元気であり続けるためには、都市基盤の水準を維持向上することが必要です。

また、今後、昭和 50 年代に建設された施設が続々と更新時期を迎えることから、整備計画の早期策定と大規模修繕や更新に係るコストの平準化も必要です。



※ 基盤施設（市営住宅など）、文教施設（小・中学校、図書館、博物館など）、その他（スポーツセンター、保育所、国際展示場、庁舎など）

オ その他

（ア）補助費等

補助費等(注) は、平成 18 年度で 1,194 億円、一般会計当初予算額の 12.2%を占めています。このうち公営企業への繰出額がその半分近くを占めており、さらなる公営企業の経営健全化が必要です。

（注 補助費等とは公営企業や各種団体などへの補助金、負担金などのことです。）

（イ）特別会計繰出金

特別会計(注)繰出金は、平成 22 年度においては 675 億円が見込まれ、平成 18 年度の 654 億円からは微増（3.2%増）にとどまる見込みです。このうち最も多額なものは国民健康保険会計支出金で、一般会計からの繰出金を圧縮するためには、給付と負担のあり方、国の基準や他都市の状況などを踏まえた見直しも必要です。

（注 特別会計とは、特定の事業を行う場合など一般会計の歳入歳出予算と区分して経理する必要がある会計のことです。）

(ウ) 物件費・維持補修費など

公共施設の運営に必要な物件費は、指定管理者制度の導入などにより圧縮に努めてきました。また、維持補修費は、前計画の取り組みにおいても、施設の老朽化などに配慮し、経費の圧縮は行いませんでした。

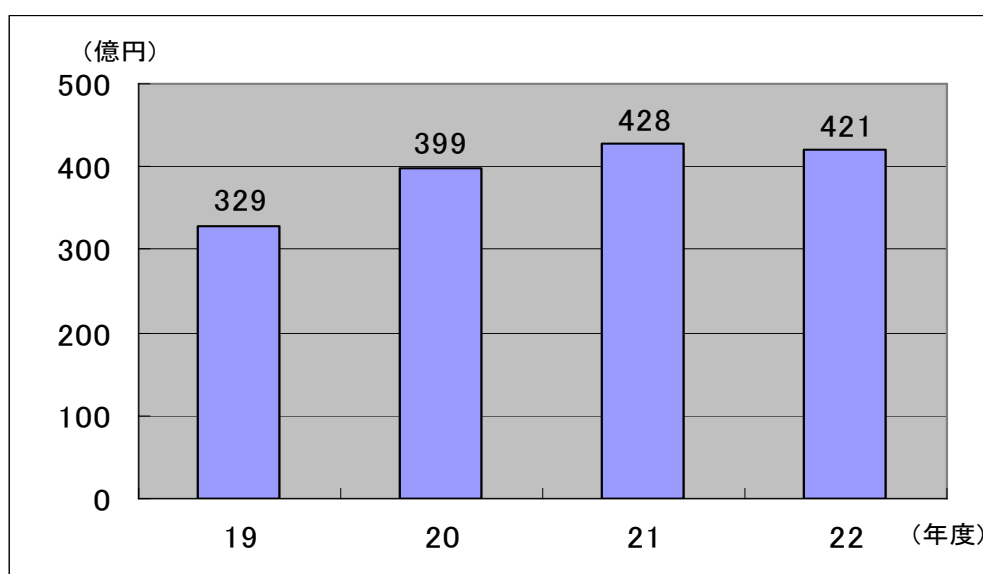
今後は、施設の廃止や統合などにより、総額の圧縮と効率的な運営にさらに努める必要があります。

(3) 新たな財政健全化計画の必要性

このように、今後の収支見通しでは、何らの対策もとらないとすると、平成 19 年度は 329 億円、20 年度は 399 億円、21 年度は 428 億円、22 年度は 421 億円、4 年間で 1,577 億円にも及ぶ収支不足が見込まれます。

この収支不足を解消し、収支を均衡させるためには、これまで述べてきた歳入面・歳出面の課題の具体的な解決に向け、新たな財政健全化計画を策定し、全職員が一丸となって取り組むことが必要です。

平成 22 年度までの収支不足の見通し



3 財政の望ましい姿

財政の健全化を図ることは、最終的には次に掲げるような財政状態を実現することと考えられます。

- 収支均衡の保持
 - ・ 予算及び決算において、収支の均衡が図られていること
 - ・ 行政改革推進債などによる特別な財源対策を行わずに財政運営が可能なこと
- 世代間の負担の公平の観点から、将来世代へ負担を先送りしない財政が確立されていること
- 健全な都市基盤が維持されるようなストックの更新を行い、都市の活力が維持されていること
- 安定的な税収が確保されるような税源の涵養が図られていること
- 景気変動や国の制度改正などに対し、財政の弾力性が確保されていること
- 分権社会の進展の中で、自主・自立的な財政運営が実現できること

このような姿を目指す中で、新しい財政健全化計画の目標として、次に3つの目標を掲げます。

4 目標と計画期間

(1) 目標

- 「名古屋新世紀計画 2010」を着実に推進し、「誇りと愛着の持てるまち・名古屋」を実現するための財源を確保する。
- 「第3次行財政改革計画」と連携して、行財政システム改革に取り組み、財政面での改革効果を実現する。
- 将来世代へ負担を先送りしない財政運営を行い、持続可能で強固な財政基盤を確立する。

なお、この計画策定後も、国の経済財政制度の変更や、社会経済情勢の変化により大きな影響を受けることが考えられます。そのような情勢の変化には、毎年度の予算編成を通して、柔軟に対応していきます。

(2) 計画期間

名古屋新世紀計画 2010 第3次実施計画の計画期間に合わせ平成19年度から平成22年度までとします。

5 具体的な方策

前計画により取り組んだ方策とその成果を踏まえた上で、次に掲げる具体的な方策に取り組むことにより、歳入と歳出の両面からさらなる健全化を進めます。

(1) 歳入の確保

自主・自立的な財政運営を実現するために、あらゆる角度から自主財源の確保に努めます。

① 市税などの徴収率向上

歳入の確保及び公平性の確保の観点から、市税などの徴収率の向上を目指します。

- ・ 歳入の柱である市税の徴収率は、前計画の取り組み前の 96.3%（平成 12 年度）から 97.5%（平成 17 年度）へと 1.2 ポイント向上し、「平成 17 年度までに 1 ポイント向上させる」という前計画の目標を上回る徴収率を達成しました。今後も納期内納付を推進するとともに、早期催告や厳正な滞納処分に努め、さらに高い徴収率を目指します。
- ・ 市税電子申告システムの拡充を進め、納税者の利便性の向上と滞納の未然防止に努めます。
- ・ 国民健康保険料、住宅使用料などその他の歳入についても、引き続き、夜間催告や徴収強化期間の設定などにより、徴収率の向上に取り組みます。

② 税財源の拡充強化等

真の地方分権の実現を図るため、地方分権改革（第 2 期改革）の中で、さらなる税源移譲を国に働きかけるとともに、税源の涵養の方策についても検討を進めます。

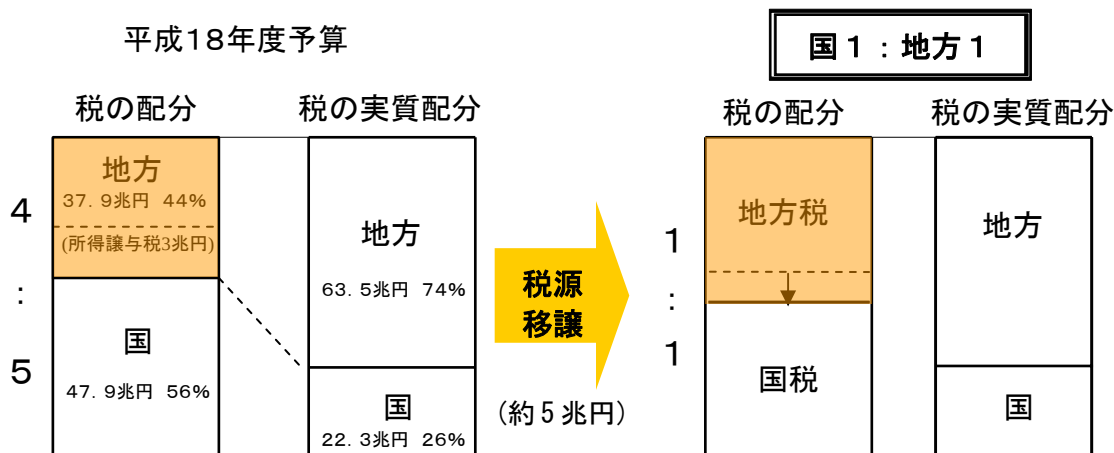
ア 地方税財源の拡充

国と地方の役割分担と大都市特有の財政需要の実態に対応した税源配分を実現するよう、本市独自にまた指定都市共同で国に強く働きかけ

ます。

- ・ 具体的には、現在国・地方間における租税配分が 5 : 4 であるのに対して、実質配分では 1 : 3 と逆転しているため、国から地方へ消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の租税配分を当面 1 : 1 とするよう国に働きかけます。
- ・ 大都市は、圏域の中核都市として、大都市特有の財政需要を抱えているにもかかわらず、都市税源である法人所得課税、消費課税の市町村への配分割合が著しく低いため、大都市としての機能や特性を十分に発揮してその責務を果たしていくことができるよう、これらの税目の配分割合を拡充強化するよう国に働きかけます。
- ・ また、大都市は、国・道府県道の管理その他事務配分の特例により、道府県に代ってこれらの事務を行っているにもかかわらず、所要額が税制上措置されていないため、大都市特例税制を創設するよう国に働きかけます。

《現 状》 国・地方における租税の配分状況《当 面》



※国の当初予算、地方財政計画額

イ 税制の検討

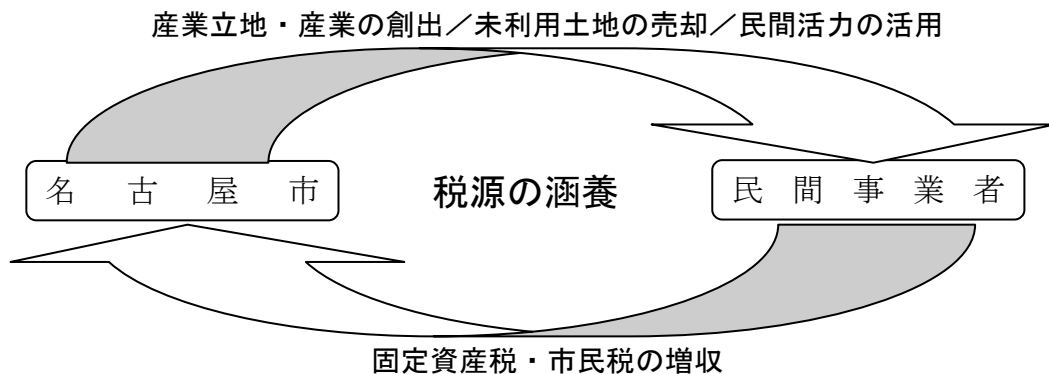
- ・ 納税者の信頼が得られる税制の構築のため、課税自主権の調査研究を行います。

ウ 税源の涵養

- ・ 産業立地の推進や新産業・新事業創出のための支援などにより、多

様な産業の集積や地域の強みを「発見・再生」するとともに雇用の拡大を図り、税収の増加につなげるよう努めます。

- ・ 本計画で進める未利用土地の売却・貸付や指定管理者制度の活用、民営化や民間委託など、民間活力の積極的な活用により、企業活動の創出・活性化を促し、税収の増加につなげるよう努めます。



③ 保有資産の有効活用

前計画の取り組みにより、未利用土地の売却を毎年実施し平成 17 年度までに、75 億円の財源を確保しました。ただ、土地などの資産の売却は収支不足の解消の方策として行ったものであり、その収入は一時的なものです。こうしたこれまでの取り組みを踏まえ、施設や土地などの不動産にととまらず、市の所有するさまざまな資産の有効活用を図り、自主財源の確保に努めます。

ア 資産の売却と活用

- ・ 未利用土地の売却を積極的に進めるとともに、施設の統廃合などにより活用可能な資産を生み出していきます。また、未・低利用資産以外の資産も含め、その活用拡大を図ります。
- ・ 特に、公用又は公共用の財産である行政財産については、貸付対象となりうるものの的確な把握を行い、貸付の拡大を図ります。

イ ネーミングライツの導入

- ・ 市の所有する施設などに会社名やブランド名を付与する権利（命名権：ネーミングライツ）を販売することにより、新たな自主財源を確保します。

ウ 広告収入の拡大

- ・ 市のホームページ上のバナー広告や封筒、印刷物等への広告などを募り、広告収入を確保します。また、広告掲載に関するガイドラインの作成や広告媒体情報の一元化など広告収入の確保に向けた取り組みを進めます。

④ 公平な負担の推進

前計画の取り組みにより、駐車場の原則有料化を図るとともに、文化・スポーツ施設などの公の施設については、施設の管理運営経費に対して利用者に応分の負担を求めることを基本理念として、平成 18 年度に使用料の改定を行いました。今後も公平な負担の観点から、手数料や徴収金などを対象とした見直しを進めます。

- ・ 手数料や徴収金などについては、国などで基準が定められているもの、本市が独自に定めているものなどさまざまですが、長期間見直しを行っていないものや国の基準や他都市と比較して負担水準に格差があるものなどを対象に、社会経済情勢の変化などを踏まえた見直しを行い、その解消を進めていきます。
- ・ 現在実施している各種の減免措置について、社会経済情勢の変化や他都市の水準などを踏まえ、真にやむを得ないものに限定するなどの見直しを行います。

（２）歳出の見直し

名古屋が元気であり続けるため、さらに一層の選択と集中を進めます。これにより、限られた財源を有効に活用します。また、今後も中期的な収支見通しに基づく財源配分型の予算編成を、改善し、継続していきます。

① 行政評価制度の活用などによる事務事業の見直し

行政評価制度を活用し、前計画の取り組みにより、平成 17 年度までに全事務事業の 22.7%をシフトするとともに、4 年間に約 147 億円のコスト縮減を実現しました。また、事務事業の効率化については、I T（情報通信技術）の活用などにより経費の節減に努めてきました。今後もこれまでに以上に徹底した事務事業経費の節減努力を続けていきます。

- ・ 客観性を高める観点から、第三者による外部評価を継続して実施し、行政評価制度の活用による事務事業の見直しを進めます。
- ・ これまでの事務事業評価の課題に対応するため、施策の観点から事務事業を再点検するなど、評価手法を改善します。
- ・ 公共事業などを対象に、着手前の事業の必要性や事業手法などを評価する仕組みを検討し、導入を図ります。

行 政 評 価

行政評価とは、行政が行う施策や事業等について、「市民にとっての効果は何か」「当初期待したとおりの成果はあがっているか」という視点などから客観的に評価・検証を行い、より効果的・効率的な市政運営、市民の目線に立った、わかりやすい市政運営を目指すものです。

- ・ 他都市の水準や行政と民間の役割分担などを勘案したうえで、市単独のソフト事業の見直し・廃止を促進し、経常的な経費の圧縮を図ります。
- ・ I Tを活用して、インターネットによる申請・届出の受付の拡充などにより市民サービスの向上と事務の効率化を図ります。また、情報システムの開発にあたっては、引き続き、内部審査を実施するとともに、外

部の専門家によるコストや規模などの適正性についても検証を行います。

② 公の施設のあり方研究会の意見などを踏まえた施設の見直し

公の施設については、指定管理者制度の導入や民間委託の推進などを進めてきました。今後は、市が引き続き施設によるサービスを提供する必要性や、管理運営体制などについて検討し、施設の見直しを進めます。

- ・ 公の施設については、「公の施設のあり方研究会」の意見や行政評価の結果などを踏まえ、廃止、民営化などの施設のあり方や、指定管理者制度の導入などの管理運営体制のあり方について見直しを行います。
- ・ さらに、市が引き続きサービスを提供することとした施設であっても、「低コストで良質なサービスを提供する」という視点から、コスト縮減、利用率の向上、サービスの改善に取り組むことにより、効率的・効果的な施設運営を推進します。
- ・ また、公の施設以外の施設についても、行政評価の結果などを踏まえ、個々の施設の運営改善を推進するとともに、今後のあり方についても検討します。
- ・ 指定管理者との協定状況などを勘案したうえで、すべての施設を対象に、施設運営に係る経費全体の圧縮を図ります。

指定管理者制度

指定管理者とは、地方公共団体が公の施設の管理を行わせるために指定する法人その他の団体のことです。指定管理者制度は、平成 15 年 6 月の地方自治法改正により導入された制度で、市の出資法人のほかに民間事業者を含めた多様な団体が公の施設を管理運営することを可能とすることで、住民サービスの向上を図るとともに経費の削減等を図ることを目的としています。

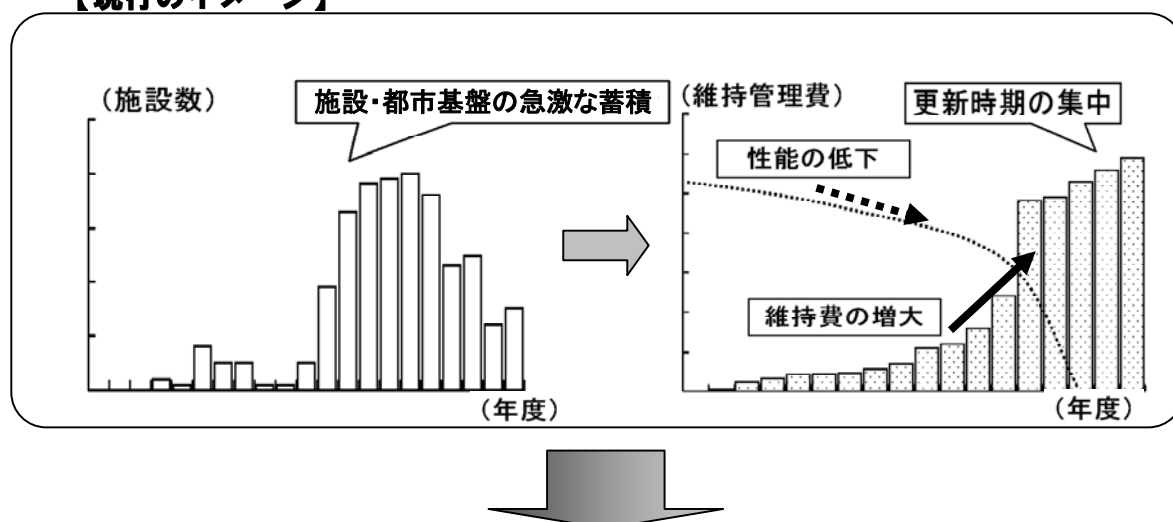
③ アセットマネジメントシステムによる施設の計画的管理

施設の見直しを行いつつ、今後も維持すべき施設の更新需要に的確に対応するため、長期的な視点に立った施設の整備計画の策定とともに、公共

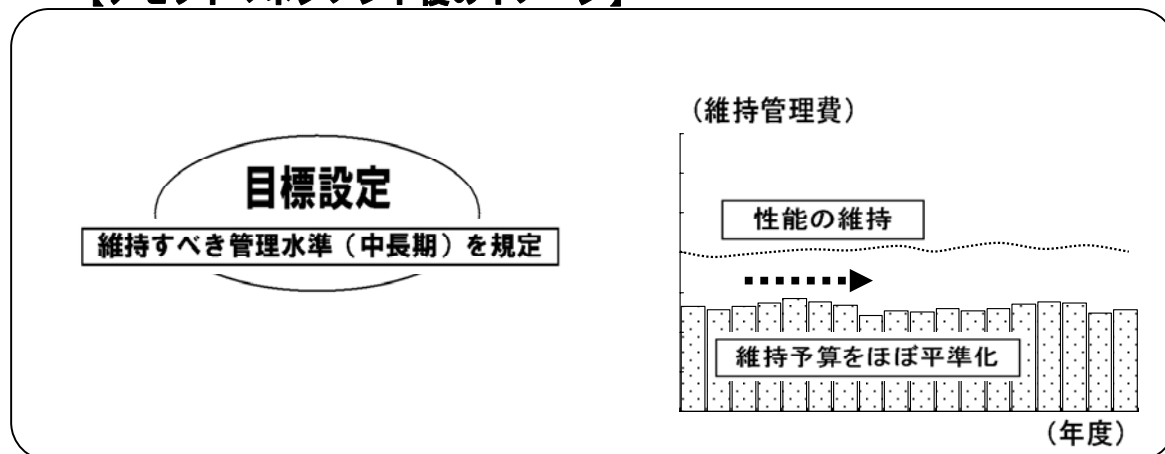
工事全体のコストの縮減と平準化を進めます。

- ・ 緊急度の高い施設から重点的かつ計画的に、改築や大規模修繕を進めていくとともに、本市が保有する施設（ストック）の現状を一元的に把握し、適正な水準を確保しつつ、投資的経費の抑制と平準化を実現していくため、市設建築物アセットマネジメント推進検討会（仮称）を設置し、アセットマネジメントシステムの導入を進めます。
- ・ また、道路、河川、公園などについては、市民生活・都市活動に不可欠な都市基盤として、高度成長期に急速に整備されました。それらについても、今後、老朽化や機能低下により一斉に更新時期を迎えることから、公共土木施設アセットマネジメント推進検討会（仮称）を設置し、建築物と同様にアセットマネジメントシステムの導入を進めます。

【現行のイメージ】



【アセットマネジメント後のイメージ】



アセットマネジメントシステム

建築物、道路、橋梁などの公共施設を資産(アセット)としてとらえ、財政的制約のもとで安全性・利便性・快適性等を確保し、資産全体の効用を最大化するための総合的かつ戦略的なマネジメント手法をいいます。

長期的視点から計画的に統廃合や維持・補修・更新を実施することで、大規模補修や更新が特定年次に集中することを回避し、投資の平準化を図ることが可能となります。

また、個々の公共施設については、適切な管理水準の維持や長寿命化を図ることで、公共施設の整備・維持・補修・更新にかかる費用を最小化することが可能となります。

- ・ また、工事の施工にあたっては、「名古屋市公共工事コスト縮減に関する新行動計画第2次実施計画」の推進により、使用材料や施工方法などを含め費用が最少となるような設計方法への見直しや民間の新技術の積極的な採用などを図り、工事に要するコストのさらなる縮減を進めます。加えて、計画期間後（平成21年度以降）の方針についても検討、対策を実施します。

④ PFI・ESCOなどによる民間活力の積極的な活用

平成15年3月に策定した「公的関与のあり方に関する点検指針」を行政評価に活用し、個別の事務事業の点検・検証、見直しを進めるとともに、「PFI」の導入も行いました。今後も多様な手法により、民間活力の積極的な活用を進めます。

- ・ 行政評価の結果を活用するなどして、事業の廃止、民営化を進めるとともに、民間とのコスト比較など費用対効果や行政責任の確保などを総合的に勘案し、事業効果を高めるものについて、民間委託を推進します。
- ・ 給与事務を中心とした内部管理事務について、内部事務管理センター（仮称）を設置し、事務の集約化と委託化を推進します。
- ・ PFIに加え、「ESCO」を導入するとともに、「市場化テスト」の調査・研究を進め、その導入方針を決定します。

多様な手法による民間活力の活用

公共サービスについては、民営化・民間委託化・P F I・E S C O・市場化テストなど様々な手法を活用し、低廉で良質なサービスの提供や財政支出の平準化などを図るため、官民のパートナーシップにより民間開放を進めていく必要があります。

P F I (Private Finance Initiative) とは、公共施設などの建設、維持管理、運営を民間の資金や知識・知恵及び技術的能力を活用して行う手法です。

E S C O (Energy Service Company) 事業とは、事業者が省エネルギーに関する技術、設備、人材、資金などの包括的なサービスを提供し、その顧客の省エネルギーのメリットの一部を報酬として享受する事業です。

市場化テストとは、これまで国や地方自治体が自ら行うこととされてきた公共サービスについて、競争原理を導入し、入札により、質と価格の両面がもっとも優れたものがそのサービスの担い手となる制度です。

⑤ 計画的な定員管理と給与などの抑制

定員については、これまでも「定員管理計画」(平成 14～17 年度)を策定し、市長部局等で 1,000 人、企業局で 1,300 人、派遣職員で 242 人を純減しました。今後も計画的な定員管理と給与などの抑制を進め、人件費総額の圧縮に努めます。

ア 計画的な定員管理

- ・ 定員の見直しを進める一方、必要度、重要度のより高い事務事業に職員を重点的に配置するなど積極的なシフトを図り、市立大学の公立大学法人化(平成 18 年度)による見直しのほか、平成 18 年度から平成 22 年度までに、予算定員については、市長部局等で 800 人以上、公営企業で 456 人以上、派遣職員については、300 人以上純減します。
- ・ 団塊の世代の大量退職に合わせ、再任用職員制度を積極的に活用します。また、任期付職員制度の活用など多様な雇用形態を検討します。

イ 給与などの抑制

- ・ 管理職職員を対象とした給料の削減について、一定の期間、引き続き実施します。
- ・ 給料の調整額、諸手当や福利厚生費など、引き続き市民の理解と納

得が得られる内容となるよう、必要な見直しを実施します。

⑥ 公営企業会計など他会計への財政支出の抑制

市民サービスの維持・向上に留意しつつ、公営企業における経営健全化を促進してきました。今後も、公営企業などにおける経営改善のための取り組みを促進し、財政支出の抑制に努めます。

- ・ 公営企業の経営健全化、効率化などを促進し、財政支出の抑制を図ります。
- ・ 独立採算を前提とした事業会計についても、事業の効率化を促進するとともに、国の基準や他都市との比較により、負担水準に格差があるものなどを対象に見直しを行い、繰出金の圧縮を図ります。

⑦ 外郭団体の効率的な運営

市が一定以上出資したり、職員を派遣したりしている市政運営と関わりの深い外郭団体について、平成14年12月に策定した「外郭団体改革実行プラン」に基づき、人的支援については、派遣職員の222人の削減、財政支出（経常的な委託料や補助金）では49億円の削減を実施しました。今後も、外郭団体における経営改善の取り組みを促進し、財政支出の抑制に努めます。

- ・ 外郭団体の自主性・自立性を尊重しつつ、公益性の確保、経営基盤の強化、また、本市との連携、民間との競合などを視野に入れ、事業内容や人的支援など本市関与のあり方を見直し、財政支出の抑制に努めます。
- ・ 外郭団体が自ら策定する経営改善計画に基づき、積極的に改革・改善に取り組み、健全で自主的・自立的な経営基盤を確立するための取り組みの指導や必要に応じた支援を行います。
- ・ さらに、公益法人制度改革など社会経済情勢の変化や外郭団体経営評価委員の助言・提案も考慮し、団体・事業の統廃合を推進します。

(3) 資産と債務の適正な管理

これまでの公会計システムでは、資産（公共施設などの財産）と債務（市債現在高）の関係がわかりにくいものとなっています。

また、前計画の取り組みにより、継続的に投資的経費の圧縮を行ってきたため、通常在市債の現在高は減少していますが、減税や地方交付税が振り替えられた特例的な市債（臨時財政対策債など）に加え、財源対策としての市債（財政健全化債）の発行に頼ってきたため、これらの市債の現在高は増加しています。

今後は、わかりやすい公会計システムの整備を目指すとともに、引き続き資産と債務の適正な管理に努めます。

① 新たな公会計制度の導入

- ・ 資産と債務の適正な管理を実現するため、現在作成している「貸借対照表」、費用・収益の取引高を明らかにするための「行政コスト計算書」に加え、総務省の「新地方公会計制度研究会」において提言されている新たな公会計制度の確立に向け、会計期間中の純資産の変動を明らかにするための「純資産変動計算書」や「資金収支計算書」などの検討を進めます。

② 特例的な市債・財源対策としての市債の発行抑制

- ・ 投資的経費の抑制を続ける中で、施設の更新などについて通常市債を活用することは「世代間の負担の公平」を図る観点から必要です。一方、特例的な市債や財源対策として発行する市債については、将来世代への負担の先送りにつながりかねないため抑制が必要です。

今後は、「行政改革推進債」に頼らない財政運営を目指します。

また、市債の発行には十分留意しながら、市債の歳入に占める割合（公債依存度）の圧縮と市債現在高の圧縮を目指します。

③ 効率的な資金調達

- ・ 今後、金利の上昇が見込まれる中、支払利子を抑制するため、金利情勢などを的確に捉えるための情報収集に努めるとともに、金融機関や投資家向けの情報提供（IR活動）を積極的に行ったうえで、自己責任において、発行条件の交渉・決定をするなど、より自立的かつ効率的な資金調達に努めます。

(4) 財政に関する情報の提供と市民ニーズの把握による計画の推進

前計画の策定にあたっては、「名古屋市の財政状況と財政健全化に向けて」という冊子を作成し、市民の方々から意見や提案を募集し、その意見・提案を反映しながら進めました。

また、計画の達成状況を明らかにするため、「名古屋市の財政事情」を発行するとともに、本市の財政状況を家計に例えてわかりやすくまとめた「なごやしの台所事情」というリーフレットを作成してPRに努めました。今後も財政に関する情報の充実に努めるとともに、市民の皆様からの意見・提案を的確に反映しながら計画を推進していきます。

- ・ 本市の財政状況などについては、今後とも、「わかりやすさ」に重点を置きながら、ホームページを活用するなど、最新の情報を提供し説明責任の向上に努めます。
- ・ 市民の皆様からの財政状況に関する意見・提案については、ホームページなどを通じて随時受付できる体制を継続していきます。

6 数値目標と計画実施後の収支

具体的な方策を着実に推進するため、以下のような数値目標を掲げ、その実現に努めます。

(1) 数値目標

事 項		数値目標
歳入の確保	市税などの徴収率向上	策定中
	保有資産の有効活用	
	公平な負担の推進	
歳出の見直し	行政評価制度の活用などによる事務事業の見直し	
	公の施設のあり方研究会の意見などを踏まえた施設の見直し	
	P F I ・ E S C O などによる民間活力の積極的な活用	
	計画的な定員管理と給与などの抑制	
	公営企業会計など他会計への財政支出の抑制	
	外郭団体の効率的な運営	
効資産率的とな債管務理の	特例的な市債・財源対策としての市債の発行抑制	平成22年度には行政改革推進債の発行を行わない
		市債現在高を圧縮する

(2) 計画実施後の収支試算

(単位：億円)

区 分		平成18年度 当初予算額	平成22年度		
			計画実施前 A	計画実施後 B	差引（取り組み） B－A
歳 入	市 税	4,769	5,381		
	市 債	1,011	706		
	そ の 他	4,012	3,755		
	計	9,792	9,842		
歳 出	人 件 費	1,884	1,939	算定中	
	扶 助 費	1,590	1,764		
	公 債 費	1,397	1,541		
	投資的経費	1,042	1,052		
	そ の 他	3,879	3,967		
	計	9,792	10,263		
差 引 収 支		－	△ 421		

※ 平成18年8月以降の経済情勢の変化の影響や名古屋新世紀計画2010第3次実施計画に係る事業費などを含め、平成19年度予算編成にあわせて、今後算定します。

新財政健全化計画（案）

平成 18 年 12 月

発行 名古屋市財政局財政部財政課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電話 0 5 2 （ 9 7 2 ） 2 3 4 8

F A X 0 5 2 （ 9 7 2 ） 4 1 2 0

電子メール a2306@zaisei.city.nagoya.lg.jp

（この冊子は、再生紙（古紙配合率 100%、白色度 70%）を使用しています。）